

○国立大学法人東北大学研究推進審議会規程

平成13年9月18日
規第149号
改正 平成14年4月8日規第98号
平成14年11月19日規第154号
平成15年4月1日規第17号
平成15年10月1日規第124号
平成16年4月1日規第96号
(題名改称)
平成17年4月1日規第61号
平成18年4月26日規第88号
平成20年4月22日規第95号
平成20年9月29日規第139号
平成25年4月23日規第48号
平成29年3月28日規第25号

国立大学法人東北大学研究推進審議会規程

目次

第1章 研究推進審議会（第1条—第6条）

第2章 委員会等（第7条）

第3章 雑則（第8条・第9条）

第1章 研究推進審議会

(設置)

第1条 国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）に、研究推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議し、併せて関係部局間の連絡調整を図るものとする。

- 一 研究に係る全学的な方針及び戦略の策定に関する事項
- 二 全学的又は部局横断的な研究プロジェクト又は研究組織の編成に関する事項
- 三 全学に係る研究基盤の整備に関する事項
- 四 研究に係る国際協力の推進に関する事項
- 五 研究の促進及び支援に係る全学的な仕組みの整備に関する事項
- 六 その他全学的な研究の推進に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 総長が指名する理事又は副学長

二 各研究科及び教育情報学研究部の長のうちから委員長が指名する者 若干人

三 附置研究所の長のうちから委員長が指名する者 若干人

四 戦略スタッフ 若干人

五 その他委員長が必要と認めた者 若干人

(委員長及び副委員長)

第4条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第1号に掲げる委員のうちから総長が指名する者をもって、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

2 委員長は、審議会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委嘱)

第5条 第3条第2号から第5号までに掲げる委員は、総長が委嘱する。

(任期)

第6条 第3条第5号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

第2章 プロジェクト推進委員会

(プロジェクト推進委員会の設置)

第7条 審議会に、本学の全学的又は部局横断的な研究プロジェクトの推進に係る事項について協議し、企画立案し、及び関係部局間の連絡調整を行うため、プロジェクト推進委員会を置く。

2 プロジェクト推進委員会の組織及び運営等については、別に定める。

第3章 雑則

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、研究推進部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

1 この規程は、平成13年10月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱される第3条第4号から第6号まで及び第8号、第8条第2号から第5号まで、第13条第1号から第3号まで、第5号及び第12号に掲げる委員並びに第18条第3項に規定する専門委員の任期は、第6条第1項本文、第11条第1項本文、第16条第1項本文及び第18条第4項本文の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

3 東北大学原子理工学委員会規程(昭和41年規第24号)は、廃止する。

附 則(平成14年4月8日規第98号改正)

この規程は、平成14年4月8日から施行し、改正後の第3条第3号及び第4号、第4条第1項並びに第8条第2号の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成14年11月19日規第154号改正)

この規程は、平成14年11月19日から施行し、改正後の第2条、第5条及び第6条第1項の

規定は、平成14年11月6日から適用する。

附 則（平成15年4月1日規第17号改正）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年10月1日規第124号改正）

1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

2 この規程施行の際現に改正前の第3条第7号に規定する審議会の委員、第8条第3号に規定する研究情報委員会の委員及び第13条第3号に規定する放射線安全管理委員会の委員（以下「改正前の委員」という。）である者は、それぞれ改正後の第3条第7号、第8条第3号及び第13条第3号に規定する委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、それぞれ改正前の委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成16年4月1日規第96号改正）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日規第61号改正）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月26日規第88号改正）

この規程は、平成18年4月26日から施行し、改正後の第3条第7号及び第8号の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成20年4月22日規第95号改正）

この規程は、平成20年4月22日から施行し、改正後の第3条第7号及び第7条の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年9月29日規第139号改正）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成25年4月23日規第48号改正）

この規程は、平成25年4月23日から施行し、改正後の第7条の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月28日規第25号改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。